

徳島県告示第六百二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
とくしまネットワーク図書館システム更改等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県未来創生文化部文化の森振興センター
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年八月九日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社
東京都港区東新橋一丁目五・二
- 五 契約金額
六千六百十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号